

令和 8 年 4 月

広島県土木建築局建築課
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

広島県木造住宅耐震化促進支援事業 耐震改修補助のご案内（令和 8 年度）

広島県では、地震による住宅の倒壊等の被害を防止するため、木造住宅の耐震改修、建替え、除却を行う申請者に神石高原町とともに補助金を交付しています。

令和 8 年度の補助の概要を下記のとおりご案内しますので、木造住宅の耐震改修、建替え、除却をお考えの方はぜひご覧ください。

1 補助対象住宅

- (1) 申請者が所有又は居住しているものであること。
- (2) 町内に存する木造在来軸組構法又は伝統的構法の住宅であること。
- (3) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建住宅又は併用住宅であること。
- (4) 地階を除く階数が 2 以下であること。
- (5) 現に居住の用に供するもので、販売を目的とするものではないこと。
- (6) 耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの。

2 補助の概要

補助対象住宅の地震に対する安全性の向上を目的とする工事が対象です。

1 区分	耐震改修工事	現地建替え工事	非現地建替え工事	除却工事
2 補助対象経費	補助対象住宅の耐震改修工事に要する工事費（耐震改修設計・工事監理費を含む）	補助対象住宅の現地建替え工事に要する工事費（設計・工事監理費を含む）	補助対象住宅の除却工事に要する工事費	
3 補助金額	補助対象経費のうち耐震改修設計・工事監理費を除く額の 80%かつ、1 戸あたり 115 万円を限度		補助対象経費の 23%かつ、1 戸あたり 97.86 万円を限度	
4 区域要件	居住誘導区域内に建つ住宅であること。		別の敷地が、居住誘導区域内に建つ住宅であること。	—

3 補助金の交付者

神石高原町建設課 TEL (0847) 89-3338

4 お問い合わせ先

広島県土木建築局建築課 建築安全担当 TEL 082-513-4133

※お問い合わせの内容は、神石高原町建設課と共有させていただきます。

裏面もご覧ください

5 耐震改修補助の流れ【申請者が行うこと】

(1) 補助申込み前の準備

①耐震診断の実施

専門家へ依頼するなどして、上部構造評点が1.0未満と判定される必要があります。
神石高原町には、耐震診断の補助制度もございます。

【耐震診断の補助制度のお問い合わせ先】

神石高原町建設課 Tel (0847) 89-3338

②地震に対する安全性の向上を目的とする工事の検討

耐震改修、建替え、除却のどの工事を行うか検討します。

③事前協議

補助金を受けることができるかを事前に協議します。

【耐震改修の補助制度の事前協議のお問い合わせ先】

神石高原町建設課 Tel (0847) 89-3338

(2) 補助申込み

事前協議に基づいて神石高原町建設課へ申し込みます。

審査のうえ補助が認められれば、補助金交付決定通知書が申請者へ交付されます。

(3) 工事の契約

施工者と工事の契約を締結します。

※交付決定通知前に工事の契約又は着工した場合は、補助対象になりません。

(4) 工事の完了報告

工事の完了後、実績報告書を神石高原町建設課へ提出します。

審査のうえ完了が認められれば、申請者へ補助金額確定通知書が交付され、補助金の請求により、補助金が支払われます。

6 注意事項

- (1) 受付方法や受付期間は、年度によって変更することがありますので、詳しくは神石高原町ホームページをご覧ください。なお、予算が無くなり次第、受付を終了します。
- (2) 工事の実績報告は、工事完了の日から30日以内又は補助金交付決定を受けた日の属する年度の2月末までのいずれか早い日までに行う必要があります。
- (3) 土砂災害特別警戒区域内での建替えは、補助対象となりません。
- (4) 建替え後の住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。
- (5) 現地建替え工事、非現地建替え工事及び除却工事においては、補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合は、その状況を改善する必要があります。